

那珂川市再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託 仕様書

本仕様書は、那珂川市が受注者に対して委託する「那珂川市再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託」（以下「業務」という。）の内容及び受注者が業務履行において特に遵守、留意しなければならない主要事項を示したものであり、受注者は本仕様書に定める事項について内容を十分に理解した上で、確実に業務を履行しなければならない。

1. 委託業務名

那珂川市再生可能エネルギー導入戦略策定業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

3. 業務の目的

本市では、平成26年3月に「第2次那珂川町環境基本計画」を策定し、「水と緑を育み、子どもたちに伝えるまち なかがわ」の実現を目指し、地球温暖化対策等をはじめとする目指す環境の姿を示している。また、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ那珂川」を今年2月に宣言した。

一方で、全世界的な脱炭素の潮流の中でのカーボンニュートラル自治体の実現は、本市としても急ぎ検討すべき事項と認識している。

本事業は、那珂川市の2050年までの脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入や有効活用等目標を定めるための調査・検討等を行い、ゼロカーボンシティの実現に向けた戦略を策定するものである。

4. 業務の概要

環境省補助事業である令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）を活用し、2050年までの脱炭素社会を見据えて、基礎情報の収集及び現状の分析、将来の温室効果ガス排出量の推計、将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成、再生可能エネルギーの導入目標を作成し、再生可能エネルギーの導入戦略を策定する。

5. 業務内容等

（1）作業方針の検討

再生可能エネルギー導入戦略策定の作業方針を検討する。

（2）基礎情報の収集又は現状分析

ア 自然的条件・社会的条件の整理、地球温暖化対策に係る情報の収集・分析

統計資料などをもとに、地球温暖化対策に係る市の自然条件・社会条件を収集・分析する。また、市の関連計画や国・県の動向など、戦略に反映すべき関連行政計画や資料を整理する。

イ 温室効果ガス排出量の現況推計、吸収量の推計

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルVer. 1.1（令和3年3月：環境省 大臣官房 環境計画課）」をもとに2013～2019年度における市域のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を推計し、排出構造を分析する。また、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを検討するためには、二酸化炭素吸収量の検討が必要なことから、最新現況年度における森林吸収量及び都市緑化による吸収量を推計する。

ウ 市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

市域における再生可能エネルギー導入のポテンシャルを推計する。

(3) 将来の温室効果ガス排出量の推計

ア 現状趨勢（BAU）ケース

現状趨勢（BAU）ケース（今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合）の2030年度及び2050年度における将来排出量は、最新の現況年度の原単位（例：世帯数あたりの二酸化炭素排出量）を固定し、活動量（例：世帯数）の変化をもとに推計する。

その際、将来の計画フレーム（例：将来人口）等の計画値がある場合には、その値を採用する。

イ 対策ケース

対策ケース（現在実施している対策に加え、今後実施すべき対策の効果を考慮した場合）の2030年度における将来推計を行う。那珂川市の関係課による施策・事業、先進事例等から対策による削減効果量を積み上げて将来排出量を推計する。

(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

ア 将来ビジョンの作成

エネルギー、廃棄物、都市計画、産業、交通、防災、福祉など様々な分野における行政計画を参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、ゼロカーボンの実現に向けた施策による社会インフラや市民・事業者の行動変化、脱炭素施策による市域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討し、地域の関係者の理解を得つつ、那珂川市の将来ビジョンを作成する。

イ 脱炭素シナリオの作成

那珂川市の現状を踏まえ、市域における温室効果ガス排出の将来予測のうち、温室効果ガス排出量実質ゼロ（＝ゼロカーボン実現）に向けた排出量・吸収量のカーブと、これを達成した社会の状態（脱炭素ビジョン）の実現に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした「脱炭素シナリオ」を作成する。

(5) 再エネ導入目標の作成

「(3) 将来の温室効果ガス排出量の推計」、 「(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」の検討結果をもとに、市域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標を作成する。

(6) 再生可能エネルギー導入戦略の策定

「(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」、 「(5) 再エネ導入目標の作

成」の検討結果を踏まえて、それらを実現するために必要な施策及び指標、重要な施策に関する構想を検討し、再生可能エネルギー導入戦略を策定する。

(7) 会議の運営支援

有識者及び関係者で構成する会議を3回開催し、会議資料の作成を支援する。また、会議には3回出席し、議事要旨を作成する。

(8) 大学との協議

本業務においては、大学と連携し策定することを想定している。大学との協議に出席し、協議要旨を作成する。

(9) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとする。

(10) 業務内容の一部事前提出

令和4年度に策定予定である地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に必要な資料「(2) 基礎情報の収集又は現状分析」、「(3) 将来の温室効果ガス排出量の推計」を令和4年9月までに、「(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」、「(5) 再エネ導入目標の作成」を令和4年10月までに完成した状態で本市へ提出する。また地球温暖化対策実行計画の策定に必要な情報の提供及び協議の出席などの支援を行うこと。

6. 留意事項

(1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

(2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。

(3) 受注者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い支援を行うこと。

(4) 受注者は、那珂川市個人情報保護条例等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(5) 本業務に必要な資料は受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。また、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らしてはならない。

(6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、本市が業務上必要と認める事項については、受注者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

(7) 仕様書に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。

7. 成果品

(1) 業務報告書 紙媒体2部（A4版、カラー）、データ一式

- (2) その他、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）の完了実績報告に関し必要な事項に関すること。

8. その他

- (1) 本業務は、環境省補助事業である「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」の活用を予定しており、業務内容の実施、成果品については、当該補助金の交付規程及び要領等に示された内容とすること。
- (2) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 成果品の公正、印刷等は本市の審査を受けて行うものとし、受注者は成果品の提出後であっても不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を受注者の負担で行うこと。
- (4) 業務に関して収集した情報、報告書等の著作権及び著作権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 委託業務は、環境省補助事業である「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」の交付が決定された際は、業務に係る書類は事業終了後5年間保存し、会計検査院の監査対象等となった場合は協力すること。